

公益財団法人 日本ライフセービング協会

会議に関する規則

(目的)

第1条 本規則は、公益財団法人日本ライフセービング協会（以下「本協会」という）の役員及び評議員の会議に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(適用)

第2条 本規則は、次の者（以下「役員等」という）に対して適用する。

- (1) 評議員
- (2) 理事及び監事

(対象の会議)

第3条 会議とは、次のものをいう。

- (1) 評議員会
 - (2) 理事会及び常務理事会
 - (3) 事業本部、専門委員会及び専門室の会議
 - (4) その他、理事長の認める打合せ。
- 2 理事長若しくは理事長の指示を受けた役員等が法人の運営上必要な諸会議に準ずる業務にあたった場合も同様とする。

(会議の計算)

第4条 役員等においては、1日に2回以上の会議あるいは1日拘束に該当すると理事長が判断する場合は、2回分として計算するものとする。

- 2 1日拘束とは、6時間を超えるものとする。

(会議の費用)

第5条 第3条の会議に出席する場合の交通費及び宿泊費は、実費の支払いとする。

(細則)

第6条 本規則に定めるもののほか、この規則の実施に必要な事項は、理事長が別に定めることができる。

(改廃)

第7条 本規則の改廃は、理事会の決議を経てこれを行う。ただし、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程において定められた事項においては、評議員会の決議を経てこれを行う。

附則1 本規則は、2018年6月30日から施行する。

附則2 本規則は、内閣総理大臣より公益認定を受けた日から施行する。